

一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率50%以上

<対策>

- 令和8年4月～ 当社の育児介護休業制度の理解を深める
- 令和8年6月～ 各部門で休業者の業務をカバー出来る環境を整備する

目標2：全社員の時間外労働時間の平均時間を毎月20時間以下とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 残業の多い部門の原因の分析
- 令和8年6月～ 業務量の見直し、人員不足の解消等の取り組み実施